# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務に 係る特定個人情報保護評価(基礎項目評価書)

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又は プライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

### 評価実施機関名

静岡県知事

#### 公表日

令和7年10月15日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費の支給認定及び変更に係る事務を実施する。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、診断書により医療(精神通院)を受ける必要があると認定された者に対して支給認定(医療受給者証の交付)を行っている。このうち、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報等について情報照会を行うとともに、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する情報の提供を行う。  〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム ③自立支援医療受給者証(精神通院)システム ④Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル	
自立支援医療費受給者ファイル	ı
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番117 番号法第19条6号 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	〈照会〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番144,145,146 〈提供〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番145
5. 評価実施機関における	担 <b>当部署</b> 担 <b>当部署</b>
①部署	静岡県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	静岡県精神保健福祉センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	静岡県精神保健福祉センター 静岡市駿河区有明町2番20号 054-286-9283
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	静岡県精神保健福祉センター 静岡市駿河区有明町2番20号 054-286-9283
9. 規則第9条第2項の適用	目 ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この		[ 1万人以上10万人未満 ] 令和7年4月1日 時点			<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	直点項目評価	西書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> [ 特に力を入れている ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	業務システム改修を行い、マイナンバーが含まれるファイルを人手で加工しないようにした。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	業務システムの改修を行い、業務システム上でマイナンバーを管理できるようにした。				

#### 変更箇所

変更箇層					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月6日	I 関連情報 1-③システムの名称	①保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム(自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務) ②中間サーバー ③統合宛名システム	<ul><li>①中間サーバー</li><li>②統合宛名システム</li></ul>	事後	
平成29年6月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数-いつの時点の 計数か	H27.4.1	H29.4.1	事後	
平成29年6月6日	II しきい値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の 計数か	H27.4.1	H29.4.1	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数-いつの時点の 計数か	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年7月9日	<ul><li>Ⅱ しきい値判断項目</li><li>2 取扱者数-いつの時点の 計数か</li></ul>	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年8月17日	I 関連情報/5. 評価実施機 関における担当部署/②所属 長の役職名	静岡県精神保健福祉センター所長 内田 勝 久	静岡県精神保健福祉センター所長	事後	様式の改正に伴う変更
平成30年8月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の 計数か Ⅱ しきい値判断項目	H30.4.1	H31.4.1	事後	
<b>令和2年5月15日</b>	2 取扱者数-いつの時点の 計数か	H31.4.1	R2.4.1	事後	
<b>令和3年9月21日</b>	2 取扱者数-いつの時点の 計数か	R2.4.1	R3.4.1	事後	
令和4年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の 計数か	R3.4.1	R4.4.1	事後	
令和5年9月11日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 Ⅱ しきい値判断項目	委託なし	十分である	事後	マイナンバー連携データの点 検作業でデータの抽出を依頼 するため
令和7年1月10日	1 対象人数-いつの時点の 計数か	R5.4.1	R6.4.1	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の 計数か	R5.4.1	R6.4.1	事後	
<b>他和7年1月10日</b>	I 関連情報/3個人番号の利 用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を推済するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の項番84 行政手続における特定の個人を識別するため な者での記事に関する法律別表第一の主発 省令で定める事務を定める命令(別表第一主 務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第 80条	番号法第9条第1項 別表の項番117 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第60条	事後	番号法改正による変更
<b>卡和7年1月10日</b>	I 関連情報/4情報ネットワークシ ステムによる情報連携②法令上 の根拠	番号法別義第二の項書[108,109,110] 「投資手程に計ら特定の個人を提別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 を今で定める事業及び情報を定め合金(別 表第二工影省令年度20年内開射・総務省令第 79)第55条 「帰籍提供の根拠」 番号法別義第二の別書16,28,560,287,116 別表第二主務省令第12条、第19条、第30条、第31条、第43条	(開金) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表の項第144,145,146 (提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表の項第146	事後	番号法改正による変更
令和7年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数-いつの時点の 計数か	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数-いつの時点の 計数か	R6.4.1	R7.4.1	事後	
香稻7年10月15日	I 関連情報 1-② 事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき。自立支援股政を実施する。 原本の支給認定及び変更に係る事務と実施費を 市町村で受付と本人権認を行うた申請につい、 (参加者により、対象を併う地域である認定に係る 支給を重しの大けと行っていて情報無会と のうち、情報提出をかりつージンスを利用して、地方規則係情報等について情報無会を 行うととは、自立支援股数を(精神等)について情報無会を の支給に関する情報の提供を行う。	接着するための上球に基づら、自立支援医療費の支給認定及び変更に係る事務を実施する。 の支給認定及び変更に係る事務を実施する。 市面村で受付と大幅認を行った申請につい、 であることが表していませない。 では、日本のでは	事前	
<b>他和7年10月15日</b>	I 関連情報 1-③ システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム ③自立支援医療受給者証(精神通院)システム	①中間サーバー ②結合宛名システム ③自立支援医療受給者証(精神通院)システム ④Public Medical Hub (PMH)	事前	
<b>仓和7年10月15日</b>	I 関連情報 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番117 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第60条	番号法第9条第1項 別表の項番117 番号法第19条6号 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第60条	事前	